

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバル AI イノベーションフェ ローシップ規則

(令和 3 (2021) 年 3 月 18 日規則第 6 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、「文部科学省科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の支援を受けて、我が国の技術科学イノベーション創出に対する高い意欲と能力を備えた優秀な人材を確保するため、豊橋技術科学大学の強みである産学連携を基盤とした教育・研究資源を活用し、「情報・AI 分野」の博士後期課程進学者に対する経済支援並びに研究力向上及びキャリアパスの支援を一体的に実施し、優秀で技術科学に強い人材の活躍の場を確保していくとともに、企業等からの支援の拡充による自立的運営に発展させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「フェローシップ支援」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究専念支援金 当該学生が研究に専念できる生活費相当費
- (2) 研究費 当該学生が研究に充てる経費
- (3) フェローシップ支給 上記(1)(2)の支給
- (4) 研究力向上・キャリアパス支援 当該学生の研究力を向上させる取組、実社会で活躍できるキャリアパスの支援と博士後期課程修了後のポストの確保及び接続に向けた取組並びに自立的運営に発展させる取組
- (5) フェローシップ支援体制 上記(1)から(4)までを支援する体制
(フェローシップ支援の対象となる研究科・専攻)

第 3 条 フェローシップ支援の対象となる研究科及び専攻は、豊橋技術科学大学大学院工学研究科博士後期課程の各専攻とする。

(フェローシップ支給)

第 4 条 フェローシップ支給は、支給採用人数、支給対象学生、審査・決定、支給額、支給方法、支給対象学生の義務、支給対象学生の義務、支給の取消し・中断等を定めて行うものとする。

2 前項のフェローシップ支給の実施については、別に定める。

(研究力向上・キャリアパス支援等)

第 5 条 フェローシップ支給対象学生の研究力向上及びキャリアパスを支援する取組は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究力の高度化に関する取組
- (2) 課題解決力の高度化に関する取組
- (3) キャリアパスの開拓・発展に関する取組
- (4) 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に関する取組
- (5) 自立的運営に発展させる取組
- (6) その他研究力向上・キャリアパスを支援する取組

(フェローシップ支援体制)

第 6 条 フェローシップ支援体制として、学長のもと学長が指名する理事が統括する TUT-DC フェローシップ推進本部を置く。

2 TUT-DC フェローシップ推進本部については、別に定める。

(事務)

第 7 条 フェローシップ支援に関する事務は、研究支援課、学生課及び教務課が連携し、その他事務局各課の協力を得て行う。

(規則の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に

関する規程（平成 16 年度規程第 1 号）の規定により，教授会，教育研究評議会及び経営協議会の議を経て学長が行う。

（その他）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，令和 3（2021）年 3 月 18 日から施行し，令和 3（2021）年 3 月 5 日から適用する。

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップ支給等実施規程

(令和3(2021)年3月18日規程第28号)

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップ規則(令和2(2020)年度規則第6号、以下「フェロシップ規則」という。)第4条第2項により、フェロシップ支給等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(フェロシップ支給採用人数)

第2条 フェロシップ支給採用人数は、各年度、8人とする。

(フェロシップ支給対象学生)

第3条 フェロシップ規則第3条に規定する工学研究科博士後期課程の各専攻に在籍し、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する者で以下の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 各年度の4月1日現在、博士後期課程第1年次(在学月数12月未満)に在学する者で30歳未満の者。なお、休学期間は在学期間に含まない。ただし、休学期間の合計が6か月未満の場合には在学月数に加算する。

(2) 各年度の10月1日に博士後期課程第1年次に入学した者で30歳未満の者

2 前項に関わらず、出産及び育児等のライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、前号の年齢要件を配慮する場合がある。

3 前2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者から除くものとする。

(1) 社会人(学校基本調査における「博士課程入学者」のうち、社会人として扱われている者)

(2) 国費外国人留学生

(3) 政府派遣留学生

(4) 日本学術振興会特別研究員

(5) その他国費により給与・給付奨学金を受けている学生。ただし、授業料免除、本学の基金等による奨学金、その他研究専念義務を損なわない給与は除く。

(フェロシップ支給対象学生の審査・決定等)

第4条 フェロシップ支給対象学生の審査・決定等は、フェロシップ規則第6条に規定するTUT-DCフェロシップ推進本部(以下「推進本部」という。)において行うものとする。

2 前項の審査・決定等については、別に定める。

(フェロシップ支給額、支給方法等)

第5条 研究専念支援金は、前条により決定した学生に支給するものとする。

2 研究専念支援金の支給額、支給期間及び支給方法は次の各号のとおりとする。

(1) 支給額 月額15万円(年額180万円)

(2) 支給期間 3年間

(3) 支給方法 原則として支給定日(会計課が別に定める毎月の最終支払日)に、受給学生が指定する口座に振込むものとする。

第6条 研究費の上限額及び支給期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 上限額 年額50万円以内

(2) 支給期間 3年間

2 研究費の決定に係る取扱いは、推進本部において別に定める。

3 研究費の執行及び管理は国立大学法人豊橋技術科学大学の会計関係規則等に基づき行うものとする。

(フェローシップ支給対象学生の義務)

第7条 フェローシップ支給対象学生の義務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 本学が実施する研究力向上及びキャリアパス支援等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の進捗状況を定期的に発表すること。
- (4) メンター教員による面談，指導を定期的に受けること。
- (5) 本学が行う研究倫理教育を受講すること。
- (6) 本学が行う公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス教育を受講すること。

2 前項のフェローシップ支給対象学生の義務の履行状況の確認に係る取扱いは、推進本部において別に定める。

(フェローシップ支給の取消し，中断等)

第8条 フェローシップ支給の取消しの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第3項に該当することとなった場合
- (2) 前条に規定する義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) 本人からフェローシップ支援の辞退申し出があった場合
- (4) 休学した場合。ただし、出産、育児及び傷病等やむを得ない休学の場合並びに前条に規定する義務の履行が可能な休学の場合は、この限りでない。
- (5) 退学又は除籍となった場合
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績又は性行が不良である場合
- (8) 死亡した場合
- (9) その他学長が支給を取り消すべき事由があると判断した場合

2 前項第4号のただし書きの休学により前条に規定する義務の履行が困難になった場合は、学長の判断により、フェローシップ支給を一時中断し、復学後に再開をすることができる。

3 前2項の取消し及び中断等に伴うフェローシップ支給額の返還等に係る取扱いについては、推進本部において別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に関する規程（平成16年度規程第1号）の規定に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3(2021)年3月18日から施行し、令和3(2021)年3月5日から適用する。

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAI イノベーションフェロシップTUT-DC フェロシップ推進本部規程

(令和3(2021)年3月18日規程第29号)

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAI イノベーションフェロシップ規則(令和2年度規則第6号、以下「フェロシップ規則」という。)第6条第2項により、TUT-DC フェロシップ推進本部規程(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、次に掲げる本部員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した理事又は副学長 1名
- (2) 第7条に定める委員会及び室の長(以下「室長等」という。)
- (3) その他本部長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第3号の本部員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 本部員に欠員が生じた場合の補欠本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第4条 本部に本部長を置き、第2条第1号の本部員をもって充てる。

2 本部に副本部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(業務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) フェロシップ支給に関すること。
- (2) フェロシップ支給対象学生の審査・決定等に関すること。
- (3) フェロシップに係る研究力向上・キャリアパス支援に関すること
- (4) フェロシップ支援に係る調整に関すること。
- (5) 自立的運営に発展させる取組に関すること。
- (6) その他学長から指示のあったフェロシップ支援に関すること。

(本部会議)

第6条 本部に本部の業務を円滑に実施するため、TUT-DC フェロシップ推進本部会議(以下「本部会議」という。)を置き、必要に応じて開催するものとする。

2 前項の本部会議は、本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成するものとする。

(委員会、室)

第7条 本部に、フェロシップ支援を遂行するため、次の各号に掲げる委員会及び室を置く。

- (1) DC フェロ選考委員会
- (2) 研究力向上支援室
- (3) フェロシップキャリア支援室

2 前項の委員会及び室に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営)

第8条 本部の運営は、本部長が行う。

(事務)

第9条 本部に関する事務は、研究支援課、学生課及び教務課が連携して行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に

関する規程（平成 16 年度規程第 1 号）の規定に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 3（2021）年 3 月 18 日から施行し、令和 3（2021）年 3 月 5 日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第 2 条第 3 号の本部員の任期は、第 3 条の規定に関わらず令和 4（2022）年 3 月 31 日までとする。

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバル AI イノベーションフェロシップに係るフェロシップ支給対象学生の審査・決定等細則

(令和 3 (2021) 年 3 月 18 日細則第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバル AI イノベーションフェロシップ支給等実施規程（令和 2 年度規程第 6 号、以下「フェロシップ支給規程」という。）第 4 条第 2 項により TUT-DC フェロシップ推進本部が行うフェロシップ支給対象学生の審査・決定等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査方針)

第 2 条 フェロシップ支給対象学生の審査方針は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- (2) 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。
また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- (3) 研究を遂行する能力が優れていること。

(審査体制)

第 3 条 フェロシップ支給対象学生の審査は、TUT-DC フェロシップ推進本部の下に設置する DC フェロ選考委員会が行う。

(学生に対する事前説明及び事前相談等)

第 4 条 TUT-DC フェロシップ推進本部は、本学博士前期課程学生等に対し、本フェロシップ支援の事前説明を行うとともに、学生等からの事前相談の体制を整備し、対応する。

(審査方法等)

第 5 条 第 3 条に規定する DC フェロ選考委員会が行う審査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 博士後期課程入学者選抜試験(第 1 次)の公募に併せて、本フェロシップ支援の公募を開始し、入試出願期間と同期間に、本フェロシップの申請を受け付ける。
申請書の記載項目には、申請者情報の他、研究・開発のビジョン、希望するキャリアパス等を盛り込むものとする。
- (2) 第 1 号の入学者選抜試験に合格し、本フェロシップ支援に申請した者に対して、書面審査及び面接審査を行い、審査方針に合致した者をフェロシップ支援対象候補者とし、TUT-DC フェロシップ推進本部長に報告する。
- (3) TUT-DC フェロシップ推進本部長は、前項の審査結果を学長に報告する。
- (4) 学長は、前項の報告を受け、フェロシップ支援対象者を決定する。
- (5) 第 1 号以外の博士後期課程入学者選抜合格者に対しては、フェロシップ支援の採用枠の状況により、必要に応じて審査を行う。

(細則の改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に関する規程（平成 16 年度規程第 1 号）の規定に基づき、TUT-DC フェロシップ推進本部会議の議を経て学長が行う。

(その他)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、フェロシップ支給対象学生の審査・決定等に関し必要な事項は、TUT-DC フェロシップ推進本部が別に定める。

附 則

- 1 この細則は，令和3(2021)年3月18日から施行し，令和3(2021)年3月5日から適用する。
- 2 ただし，令和3年度フェロースイプ支給対象者の審査は，博士後期課程合格者に対して細則第5条に規定に準じて，令和3年3月又は4月中に行うものとし，4月に行った場合であっても，フェロースイプ研究専念支援金は4月分から支給することとする。

**豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェ
ローシップに係るフェローシップ研究費の決定及びフェローシップ支給
対象学生の義務確認等取扱要項**

(令和3(2021)年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェローシップ支給等実施規程（令和2年度規程第28号、以下「フェローシップ支給規程」という。）第6条第2項、第7条第2項及び第8条第3項によりフェローシップ研究費の決定、フェローシップ支給対象学生の義務の履行状況確認及びフェローシップ支給の取消し、中断等に伴うフェローシップ支給額の返還等に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(フェローシップ研究費の決定及び義務の履行状況確認)

第2条 フェローシップ研究費の決定及び義務の履行状況確認は、次の各号に定める手順により行うものとする。

(1) 新たなフェローシップ支給対象学生の場合は次のとおりとする。

イ 当該学生は、採用決定後、1か月以内に①別に定める研究計画申請書（参加予定のセミナー、ジョブマッチングイベント、修了後に目指す機関を含む。）をTUT-DC フェローシップ推進本部の下に設置する研究力向上支援室に提出しなければならない。

ロ 研究力向上支援室は、提出のあった研究計画申請書を審査し、研究費の上限額の範囲内で、研究費支給案を策定し、TUT-DC フェローシップ推進本部長（以下「推進本部長」という。）に報告する。

ハ 推進本部長は、TUT-DC フェローシップ推進本部会議（以下「本部会議」という。）において、研究費の額を決定し、学長に報告するものとする。

(2) 2年目を迎えるフェローシップ支給対象学生の場合は次のとおりとする。

イ 当該学生は、採用から1年経過後の最初の月末までに、①別に定める研究進捗状況報告書（義務の履行状況、発表論文、国際学会発表含む。）及び②研究計画申請書（選択する長期インターンシップ、参加予定のセミナー、ジョブマッチングイベント、修了後に目指す機関を含む。）を研究力向上支援室に提出しなければならない。

ロ 研究力向上支援室は、提出のあった①研究進捗状況報告書及び②研究計画申請書を審査し、研究費の上限額の範囲内で、研究費支給案を策定し、推進本部長に報告する。

ハ 推進本部長は、本部会議において、研究費の額を決定し、学長に報告するものとする。

(3) 3年目を迎えるフェローシップ支給対象学生の場合は次のとおりとする。

イ 当該学生は、採用から2年経過後の最初の月末までに、①別に定める研究進捗状況報告書（義務の履行状況、発表論文、国際学会発表含む。）及び②研究計画申請書（選択する長期インターンシップ、参加予定のセミナー、ジョブマッチングイベント、修了後に目指す機関を含む。）を研究力向上支援室に提出しなければならない。

ロ 研究力向上支援室は、提出のあった①研究進捗状況報告書及び②研究計画申請書を審査し、研究費の上限額の範囲内で、研究費支給案を策定し、推進本部長に報告する。

ハ 推進本部長は、本部会議において、研究費の額を決定し、学長に報告するものとする。

ニ 当該学生は、3年目終了2か月前までに、①別に定める研究成果報告書（義務

の履行状況，発表論文，国際学会発表及び修了後の進路等含む）を研究力向上支援室に提出しなければならない。

ロ 研究力向上支援室は，提出のあった①研究成果報告書に対し評価案を策定し，推進本部長に報告する。

ハ 推進本部長は，本部会議において，研究成果報告書の評価結果を決定し，学長及び当該学生に報告するものとする。

（フェローシップ支給の取消し，中断等に伴うフェローシップ支給額の返還等）

第3条 フェローシップ支給の取消し，中断等に伴うフェローシップ支給額の返還等は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 採用学生が，出産・育児に係る採用の中断の扱いを受ける場合及び病気を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合には，研究専念支援金の支給を中断することとする。
- (2) 上記の学生が復帰に向けて，研究再開の準備をする場合は，その状況に応じて，研究専念支援金の一部を支給することができる。
- (3) 取り消された場合には，その翌月以降の研究専念支援金の支給を取りやめることとする。
- (4) 月の途中で採用又は取り消した場合は，研究専念支援金の額は以下のとおりとする。

区 分	減額の基準
月の1日から15日までの採用の場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降の採用の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の1日から15日までの辞退の場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降の辞退の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の最終日の辞退の場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

- (5) フェローシップ支給の取消しの事由が発生した時点で，支給された研究専念支援金は，当該学生は上記により大学に返還するものとする。
- (6) 研究費については，取消しの事由が発生した時点までとし，当該事由後に執行した研究費がある場合，当該学生は大学に返還するものとする。
- (7) 上記によらない場合は，別途，推進本部会議において対応を決定するものとする。

附 記

この要項は，令和3(2021)年3月18日から実施し，令和3(2021)年3月5日から適用する。

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップDCフェロー選考委員会要項

(令和3(2021)年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップTUT-DCフェロシップ推進本部規程第7条第2項により、DCフェロー選考委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した副学長 1名
- (2) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した本学教員 若干名
- (3) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した学外有識者 若干名
- (4) その他、委員会委員長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第2号、第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) フェロシップ支給対象学生の審査方針に関すること。
- (2) フェロシップ支給対象学生の審査の方法に関すること。
- (3) フェロシップ支給対象学生の審査の実施に関すること。
- (4) その他、TUT-DCフェロシップ推進本部長から指示のあったフェロシップ支給対象学生の審査に関すること。

(委員長、委員会の招集及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき(以下「事故等」という。)は、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 第2条第2号の委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得た者を代理に出席させることができる。

2 前項の者は、第2条の委員とみなす。

(専門部会)

第7条 専門的な事項を処理させるため委員会が必要と認めた場合は、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究支援課及び学生課が連携して行う。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、TUT-DC フェローシップ推進本部会議の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 記

1 この要項は、令和3(2021)年3月18日から実施し、令和3(2021)年3月5日から適用する。

2 この要項施行後、最初に任命される第2条第2号、第3号及び第4号の委員の任期は、第3条の規定に関わらず令和4(2022)年3月31日までとする。

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップ研究力向上支援室要項

(令和3(2021)年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップTUT-DCフェロシップ推進本部規程第7条第2項により、研究力向上支援室に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究力向上支援室は、次の各号に掲げる室員をもって構成する。

- (1) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した副学長 1名
- (2) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した本学教員 若干名
- (3) その他、研究力向上支援室長が必要と認める者

2 前項に規定する者のほか、学長が委嘱する有識者若干名を加えることができる。

(任期)

第3条 前条第2号及び第3号の室員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 室員に欠員が生じた場合の補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第4条 研究力向上支援室に室長を置き、第2条第1号の室員をもって充てる。

2 研究力向上支援室に副室長を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

3 副室長は室長を補佐し、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

(研究力向上支援室の業務)

第5条 研究力向上支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究力の高度化に関する取組
- (2) 課題解決力の高度化に関する取組
- (3) フェロシップ研究費案及びフェロシップ支援学生の義務の履行状況の確認に関する取組
- (4) その他研究力向上に関する取組

(研究力向上支援室会議)

第6条 研究力向上支援室に、研究力向上支援室の業務を円滑に実施するため、研究力向上支援室会議を置き、必要に応じて開催するものとする。

(研究力向上支援室の管理運営)

第7条 研究力向上支援室の運営は、室長が行う。

(事務)

第8条 研究力向上支援室に関する事務は、研究支援課及び教務課が連携して行う。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、TUT-DCフェロシップ推進本部会議の議を経て学長が行

豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップフェロシップキャリア支援室要項

(令和3(2021)年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、豊橋技術科学大学大学・高専連携型グローバルAIイノベーションフェロシップTUT-DCフェロシップ推進本部規程第7条第2項により、フェロシップキャリア支援室(以下「キャリア支援室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 キャリア支援室は、次の各号に掲げる室員をもって構成する。

- (1) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した副学長 1名
- (2) TUT-DCフェロシップ推進本部長が指名した本学教員 若干名
- (3) その他、キャリア支援室長が必要と認める者

2 前項に規定する者のほか、学長が委嘱する有識者若干名を加えることができる。

(任期)

第3条 前条第2号及び第3号の室員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 室員に欠員が生じた場合の補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第4条 キャリア支援室に室長を置き、第2条第1号の室員をもって充てる。

2 キャリア支援室に副室長を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

3 副室長は室長を補佐し、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

(キャリア支援室の業務)

第5条 キャリア支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリアパスの開拓・発展に関する取組
- (2) 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に関する取組
- (3) 自立的運営に発展に関する取組
- (4) その他キャリアパス支援に関する取組

(キャリア支援室会議)

第6条 キャリア支援室に、キャリア支援室の業務を円滑に実施するため、キャリア支援室会議を置き、必要に応じて開催するものとする。

(キャリア支援室の管理運営)

第7条 キャリア支援室の運営は、室長が行う。

(事務)

第8条 キャリア支援室に関する事務は、研究支援課、教務課及び学生課が連携して行う。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、TUT-DC フェローシップ推進本部会議の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、キャリア支援室の運営に関し必要な事項は、キャリア支援室が別に定める。

附 記

- 1 この要項は、令和3(2021)年3月18日から実施し、令和3(2021)年3月5日から適用する。
- 2 この要項施行後、最初に任命される第2条第2号及び第3号の委員の任期は、第3条の規定に関わらず令和4(2022)年3月31日までとする。

う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、研究力向上支援室の運営に関し必要な事項は、研究力向上支援室長が別に定める。

附 記

- 1 この要項は、令和3（2021）年3月18日から実施し、令和3（2021）年3月5日から適用する。
- 2 この要項施行後、最初に任命される第2条第2号及び第3号の委員の任期は、第3条の規定に関わらず令和4（2022）年3月31日までとする。